

民法の一部を改正する法律等の施行に係る確認事項

平成30年1月29日 司法試験委員会

司法試験の出題に係る法令については、当委員会決定（平成17年5月31日決定，平成23年11月9日改正）において、「司法試験は，試験時に施行されている法令に基づいて出題する。」とされているところ，平成29年12月20日に民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）が平成32年4月1日に施行されることが決定されたことから，前記委員会決定に従い，平成30年司法試験及び平成31年司法試験はこれらの法律による改正前の関係法令に基づいて出題し，平成32年以降の司法試験は改正後の関係法令に基づいて出題することを確認するものとする。